

## 令和6年志木市議会3月定例会提出議案等概要

総合行政部行政管理課 法務グループ

1	<p><b>第1号議案</b> 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度志木市一般会計補正予算（第9号））（財政課）</p> <hr/> <p>1 提案理由 緊急に個人住民税均等割のみ課税がされる世帯等に対する臨時特別給付金を支出する必要があるため、令和6年1月26日付けで専決処分をしたので、地方自治法第179条第3項の規定により提出する。</p> <p>2 要旨 今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億4,546万5千円を追加し、予算総額を301億5,984万7千円とする。</p> <p>(1) 歳入</p> <p>ア 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 1億3,875万円</p> <p>イ 財政調整基金繰入金 671万5千円</p> <p>(2) 歳出 住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金に要する経費 1億4,546万5千円</p> <p>(3) 繰越明許費の追加</p> <p>(4) 補正後の財政調整基金の残高 23億5,894万5千円</p>
2	<p><b>第2号議案</b> 令和5年度志木市一般会計補正予算（第10号）（財政課）</p> <hr/> <p>要旨 今回の補正は、歳入歳出それぞれ3億9,933万6千円を減額し、予算総額を297億6,051万1千円とする。</p> <p>1 主な歳入</p> <p>(1) 地方交付税 1億7,479万5千円</p> <p>(2) 子育てのための施設等利用給付費国庫負担金 △3,250万円</p> <p>(3) 県負担金 △1,625万円</p> <p>(4) 財政調整基金繰入金 △4億8,819万4千円</p> <p>2 主な歳出</p> <p>(1) 子ども・子育て支援給付事業 △6,500万円</p> <p>(2) 国民健康保険特別会計繰出金 5,984万4千円</p> <p>3 繰越明許費の追加</p> <p>4 債務負担行為の廃止</p> <p>5 地方債の追加、変更及び廃止</p>

	6 補正後の財政調整基金の残高	29億	952万6千円
3	<b>第3号議案</b> 令和5年度志木市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（保険年金課）		
	要旨 今回の補正は、歳入歳出それぞれ5,984万4千円を追加し、 予算総額を71億1,183万1千円とする。		
	1 歳入		
	一般会計繰入金		5,984万4千円
	2 歳出		
	(1) 国県支出金償還金		5,987万9千円
	(2) 機器借上料		△3万5千円
4	<b>第4号議案</b> 令和5年度志木市志木駅東口地下駐車場事業特別会計補正予算（第2号） （都市計画課）		
	要旨 今回の補正は、歳入歳出それぞれ9千円を追加し、 予算総額を5,616万9千円とする。		
	1 歳入		
	志木駅東口地下駐車場管理基金利子		9千円
	2 歳出		
	志木駅東口地下駐車場管理基金		9千円
5	<b>第5号議案</b> 令和5年度志木市介護保険特別会計補正予算（第3号）（長寿応援課）		
	要旨 今回の補正は、歳入歳出それぞれ140万9千円を追加し、 予算総額を57億425万5千円とする。		
	1 主な歳入		
	(1) 介護保険事業費補助金		71万5千円
	(2) 介護人材確保支援事業補助金		57万円
	2 主な歳出		
	(1) 基幹系システム運用保守等業務委託		143万円
	(2) 介護給付費準備基金積立金		5万円
6	<b>第6号議案</b> 令和5年度志木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（保険年金課）		
	要旨 今回の補正は、歳入歳出それぞれ851万7千円を減額し、 予算総額を12億529万6千円とする。		
	1 歳入		
	一般会計繰入金		△851万7千円

	2 主な歳出 後期高齢者医療広域連合納付金 <span style="float: right;">△842万円</span>
7	<b>第7号議案</b> <b>令和6年度志木市一般会計予算（財政課）</b> 予算額 304億5,400万円（対前年度比 10.0%）
8	<b>第8号議案</b> <b>令和6年度志木市国民健康保険特別会計予算（保険年金課）</b> 予算額 62億1,594万5千円（対前年度比 △4.5%）
9	<b>第9号議案</b> <b>令和6年度志木市志木駅東口地下駐車場事業特別会計予算（都市計画課）</b> 予算額 4,098万7千円（対前年度比 △20.8%）
10	<b>第10号議案</b> <b>令和6年度志木市介護保険特別会計予算（長寿応援課）</b> 予算額 57億5,620万8千円（対前年度比 6.2%）
11	<b>第11号議案</b> <b>令和6年度志木市後期高齢者医療特別会計予算（保険年金課）</b> 予算額 13億1,253万7千円（対前年度比 8.6%）
12	<b>第12号議案</b> <b>令和6年度志木市水道事業会計予算（上下水道総務課）</b> 収益的收入 14億1,909万7千円 収益的支出 14億8,723万3千円 資本的收入 3億4,594万3千円 資本的支出 8億3,806万2千円
13	<b>第13号議案</b> <b>令和6年度志木市下水道事業会計予算（上下水道総務課）</b> 収益的收入 19億1,783万5千円 収益的支出 19億6,398万4千円 資本的收入 9億1,075万5千円 資本的支出 13億 616万円
14	<b>第14号議案</b> <b>志木市犯罪被害者等支援条例（市民活動推進課）</b> 1 提案理由 犯罪被害者等が安心して暮らすことができる地域社会を実現するための施策の基本的な事項等を定めたいので、地方自治法第14条第1項の規定により提出する。 2 要旨 (1) 主な内容 ア 基本理念

	<p>イ 市、市民等及び事業者の責務</p> <p>ウ 相談及び情報の提供等</p> <p>エ 見舞金の支給</p> <p>オ 人材の育成</p> <p>(2) 施行期日等</p> <p>令和6年4月1日</p> <p>見舞金の支給については、令和6年4月1日以後に犯罪により害を被った者及びその遺族に対する見舞金の支給について適用</p>
15	<p><b>第15号議案</b></p> <p><b>志木市職員の給与に関する条例及び志木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（人事課）</b></p> <hr/> <p>1 提案理由</p> <p>人事院勧告を踏まえた職員の給与の改定、在宅勤務等手当の新設等をしたので、地方公務員法第24条第5項の規定により提出する。</p> <p>2 要旨</p> <p>(1) 内容</p> <p>ア 給料の改定</p> <p>平均1.1パーセントの引上げ</p> <p>イ 期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定</p> <p>4.40月 → 4.50月</p> <p>ウ 在宅勤務等手当の新設</p> <p>エ 高齢層職員の昇給抑制</p> <p>(2) 施行期日等</p> <p>ア及びイ 公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用</p> <p>ウ及びエ 令和6年4月1日</p>
16	<p><b>第16号議案</b></p> <p><b>志木市特別職員の給与に関する条例及び志木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（人事課）</b></p> <hr/> <p>1 提案理由</p> <p>一般職員の給与改定を踏まえた特別職員等の期末手当の額を改定したいので、地方自治法第204条第3項の規定により提出する。</p> <p>2 要旨</p> <p>(1) 内容</p> <p>期末手当の支給割合の改定</p> <p>4.30月 → 4.40月</p> <p>(2) 施行期日</p> <p>令和6年4月1日</p>

17	<p><b>第17号議案</b>  <b>志木市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例</b>  <b>(人事課)</b></p> <p>1 提案理由  学校医等の報酬額を改定したいので、地方自治法第203条の2第4項の規定により提出する。</p> <p>2 要旨  (1) 内容  学校医等の報酬額の改定  (2) 施行期日  令和6年4月1日</p>
18	<p><b>第18号議案</b>  <b>志木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例</b>  <b>(人事課)</b></p> <p>1 提案理由  人事院の報告を踏まえ、夏季休暇の使用可能期間の見直しをしたいので、地方公務員法第24条第5項の規定により提出する。</p> <p>2 要旨  (1) 内容  夏季休暇の使用可能期間の見直し  (2) 施行期日  令和6年4月1日</p>
19	<p><b>第19号議案</b>  <b>志木市会計年度任用職員の報酬等に関する条例等の一部を改正する条例</b>  <b>(人事課)</b></p> <p>1 提案理由  会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給することとしたいので、地方自治法第203条の2第5項の規定により提出する。</p> <p>2 要旨  (1) 内容  会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給  (2) 施行期日  令和6年4月1日</p>
20	<p><b>第20号議案</b>  <b>志木市手数料条例の一部を改正する条例 (財政課)</b></p> <p>1 提案理由  戸籍法の改正に伴い、戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る手数料の設定等をしたいので、地方自治法第228条第1項の規定により提出する。</p>

	<p>2 要旨</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>ア 戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る手数料の設定</p> <p>イ 除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る手数料の設定</p> <p>(2) 施行期日</p> <p>令和6年3月1日</p>
2 1	<p><b>第21号議案</b></p> <p><b>志木市重度心身障害者手当支給条例の一部を改正する条例（共生社会推進課）</b></p> <hr/> <p>1 提案理由</p> <p>重度心身障害者手当の支給額の見直しをしたいので、地方自治法第14条第1項の規定により提出する。</p> <p>2 要旨</p> <p>(1) 内容</p> <p>重度心身障害者手当の支給額の見直し</p> <p>月額8,000円 → 月額5,000円</p> <p>(2) 施行期日</p> <p>令和6年4月1日</p>
2 2	<p><b>第22号議案</b></p> <p><b>志木市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例（共生社会推進課）</b></p> <hr/> <p>1 提案理由</p> <p>重度心身障害者医療費の支給の対象者を見直しをしたいので、地方自治法第14条第1項の規定により提出する。</p> <p>2 要旨</p> <p>(1) 内容</p> <p>支給対象者を見直し</p> <p>(2) 施行期日</p> <p>令和6年4月1日</p>
2 3	<p><b>第23号議案</b></p> <p><b>志木市要介護高齢者手当支給条例の一部を改正する条例（長寿応援課）</b></p> <hr/> <p>1 提案理由</p> <p>要介護高齢者手当の支給額の見直し等をしたいので、地方自治法第14条第1項の規定により提出する。</p> <p>2 要旨</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>ア 要介護高齢者手当の支給額の見直し</p> <p>月額8,000円 → 月額5,000円</p> <p>イ 支給期間等を見直し</p>

	<p>(2) 施行期日 令和6年4月1日</p>
24	<p><b>第24号議案</b> <b>志木市介護保険条例の一部を改正する条例（長寿応援課）</b></p> <hr/> <p>1 提案理由 高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画を踏まえた保険料率の見直し等をしたいので、地方自治法第14条第1項の規定により提出する。</p> <p>2 要旨 (1) 主な内容 ア 保険料率の見直し イ 介護用品購入費の支給</p> <p>(2) 施行期日 令和6年4月1日</p>
25	<p><b>第25号議案</b> <b>志木市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（長寿応援課）</b></p> <hr/> <p>1 提案理由 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準の見直し等をしたいので、介護保険法第78条の4第2項の規定により提出する。</p> <p>2 要旨 (1) 主な内容 ア 書面揭示規制の見直し イ 身体的拘束等の適正化の推進 ウ 管理者の兼務範囲の明確化 エ 介護現場の生産性の向上 オ 協力医療機関との連携体制の構築</p> <p>(2) 施行期日 令和6年4月1日（アについては、令和7年4月1日）</p>
26	<p><b>第26号議案</b> <b>志木市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（長寿応援課）</b></p> <hr/> <p>1 提案理由 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正に伴い、地域密着型介護予防サービスの人員、設備及び運営に関する基準の見直し等をしたいので、介護保険法第115条の14第2項の規定により提出する。</p>

	<p>2 要旨</p> <p>(1) 主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 書面揭示規制の見直し</li> <li>イ 身体的拘束等の適正化の推進</li> <li>ウ 管理者の兼務範囲の明確化</li> <li>エ 介護現場の生産性の向上</li> <li>オ 協力医療機関との連携体制の構築</li> </ul> <p>(2) 施行期日</p> <p>令和6年4月1日（アについては、令和7年4月1日）</p>
27	<p><b>第27号議案</b></p> <p><b>志木市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（長寿応援課）</b></p> <hr/> <p>1 提案理由</p> <p>指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正に伴い、介護予防支援の人員及び運営に関する基準の見直し等をしたいので、介護保険法第115条の24第2項の規定により提出する。</p> <p>2 要旨</p> <p>(1) 主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 書面揭示規制の見直し</li> <li>イ 身体的拘束等の適正化の推進</li> <li>ウ 管理者の兼務範囲の明確化</li> <li>エ 指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリング</li> <li>オ 介護予防支援の円滑な実施</li> </ul> <p>(2) 施行期日</p> <p>令和6年4月1日（アについては、令和7年4月1日）</p>
28	<p><b>第28号議案</b></p> <p><b>志木市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（長寿応援課）</b></p> <hr/> <p>1 提案理由</p> <p>指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の改正に伴い、居宅介護支援の人員及び運営に関する基準の見直し等をしたいので、介護保険法第81条第2項の規定により提出する。</p> <p>2 要旨</p> <p>(1) 主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 書面揭示規制の見直し</li> <li>イ 身体的拘束等の適正化の推進</li> <li>ウ 管理者の兼務範囲の明確化</li> </ul>



	<p>エ 指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリング</p> <p>オ 介護支援 1 人当たりの取扱件数</p> <p>(2) 施行期日</p> <p>令和 6 年 4 月 1 日 (アについては、令和 7 年 4 月 1 日)</p>
29	<p><b>第 29 号議案</b></p> <p><b>志木市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例</b></p> <p><b>(子ども支援課)</b></p> <hr/> <p>1 提案理由</p> <p>子ども医療費の支給の対象範囲の見直し等をしたいため、地方自治法第 14 条第 1 項の規定により提出する。</p> <p>2 要旨</p> <p>(1) 内容</p> <p>ア 適用除外の見直し</p> <p>イ 支給対象範囲の見直し</p> <p>(2) 施行期日</p> <p>ア 令和 6 年 6 月 1 日</p> <p>イ 令和 6 年 7 月 1 日</p>
30	<p><b>第 30 号議案</b></p> <p><b>志木市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例</b></p> <p><b>(子ども支援課)</b></p> <hr/> <p>1 提案理由</p> <p>子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、ひとり親家庭等医療費の支給の見直しをしたいため、地方自治法第 14 条第 1 項の規定により提出する。</p> <p>2 要旨</p> <p>(1) 内容</p> <p>ひとり親家庭等医療費の支給の見直し</p> <p>(2) 施行期日</p> <p>令和 6 年 7 月 1 日</p>
31	<p><b>第 31 号議案</b></p> <p><b>志木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (保育課)</b></p> <hr/> <p>1 提案理由</p> <p>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、規定の整備をしたいため、子ども・子育て支援法第 46 条第 2 項の規定により提出する。</p> <p>2 要旨</p> <p>(1) 内容</p> <p>規定の整備</p>

	(2) 施行期日 公布の日
3 2	<p><b>第 3 2 号議案</b> 志木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（保育課）</p> <hr/> <p>1 提案理由 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、規定の整備をしたいので、児童福祉法第 3 4 条の 1 6 第 1 項の規定により提出する。</p> <p>2 要旨</p> <p>(1) 内容 規定の整備</p> <p>(2) 施行期日 公布の日</p>
3 3	<p><b>第 3 3 号議案</b> 志木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（保険年金課）</p> <hr/> <p>1 提案理由 国民健康保険事業の健全な運営を図るため、保険税率等の改定をしたいので、地方税法第 3 条第 1 項の規定により提出する。</p> <p>2 要旨</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>ア 保険税率の改定</p> <p>イ 賦課限度額の引上げ</p> <p>(2) 施行期日 令和 6 年 4 月 1 日</p>
3 4	<p><b>第 3 4 号議案</b> 志木市市営住宅条例の一部を改正する条例（建築開発課）</p> <hr/> <p>1 提案理由 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改正に伴い、規定の整備をしたいので、地方自治法第 1 4 条第 1 項の規定により提出する。</p> <p>2 要旨</p> <p>(1) 内容 規定の整備</p> <p>(2) 施行期日 令和 6 年 4 月 1 日</p>

35	<p><b>第35号議案</b>  <b>志木市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例</b>  <b>(上下水道総務課)</b></p> <hr/> <p>1 提案理由  地方自治法の改正に伴い、規定の整備をしたいので、同法第14条第1項の規定により提出する。</p> <p>2 要旨  (1) 内容  規定の整備  (2) 施行期日  令和6年4月1日</p>
36	<p><b>第36号議案</b>  <b>志木市水道事業給水条例の一部を改正する条例</b> (上下水道総務課)</p> <hr/> <p>1 提案理由  水道法の改正に伴い、規定の整備をしたいので、地方自治法第14条第1項の規定により提出する。</p> <p>2 要旨  (1) 内容  規定の整備  (2) 施行期日  令和6年4月1日</p>
37	<p><b>第37号議案</b>  <b>志木市道路線の認定について</b> (道路課)</p> <hr/> <p>1 提案理由  開発行為に基づく道路の帰属等に伴い、市道路線を認定したいので、道路法第8条第2項の規定により提出する。</p> <p>2 要旨  市道第1583号線ほか3路線      総延長    281.9m</p>
38	<p><b>報告第1号</b>  <b>専決処分の報告について</b> (学校教育課)</p> <hr/> <p>内容  自動車事故に係る損害賠償請求事件  支払額    318,246円  (うち保険補填額318,246円    責任割合    100%)</p>